

宮崎市における児童相談所設置のあり方に関する報告書【概要版】

令和6年3月 宮崎市児童相談所のあり方検討委員会

すべての子どもたちの健やかな成長を保障するためのこども家庭センターとの連携強化を目指して、委員会での議論を5つの重点事項としてまとめました。

重点1 子どもやその家庭に関わる総合支援拠点として、関係機関と連携した切れ目のない支援を実行すること

住民に最も身近な基礎自治体である宮崎市が、新たに児童相談所を含む機能を備える意義は、既に起きている児童虐待への迅速かつ適切な対応に加え、虐待の未然防止・再発防止体制の強化にある。母子保健と児童福祉を一体化した「こども家庭センター」の機能を十分に発揮し、子どもの安全・安心を最優先に行動すること。

	児童相談所	こども家庭センター
位置づけ	法に基づき強力な行政権限を迅速・適正に行使するとともに、高度な専門性を必要とする相談や児童虐待対応を行う機関	全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、一体的に相談支援を行う機能を有し、地域とのつながりを活かした子育て支援や見守り等により、子どもが安全に楽しく家庭で生活できるように支援する機関
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応（重度） <ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談、助言・指導 一時保護、養護施設等への措置 その他法的権限 児童虐待の再発防止（子どもや保護者のメンタルケアなど） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の未然防止(要保護児童対策地域協議会) 児童虐待対応（中度～軽度） 親子と一緒にサポートプランの策定、実施 親子の心身の健康を保持し、子育てに関する様々な悩みに対応 児童虐待の再発防止(地域における見守りなど)

重点2 子育てに関する不安や悩みを持つ誰もが相談しやすい施設とすること

妊産婦や子育て世帯・子どもが気軽に立ち寄れて相談しやすい施設を目指し、児童相談所やこども家庭センターだけではなく、複数の機能を持つ子育てに関する窓口の整備や体制確保に努めること。

児童相談所	こども家庭センター
<p>児童相談所</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応（重度） <ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談、助言・指導 一時保護、養護施設等への措置 その他法的権限 児童虐待の再発防止（子どもや保護者のメンタルケアなど） 	<p>こども家庭センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の未然防止(要保護児童対策地域協議会) 児童虐待対応（中度～軽度） 親子と一緒にサポートプランの策定、実施 親子の心身の健康を保持し、子育てに関する様々な悩みに対応 児童虐待の再発防止(地域における見守りなど)

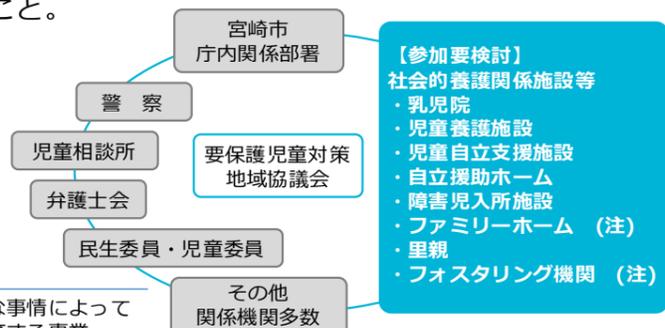
重点3 子どもと家庭を取り巻く強固な連携体制を構築すること

困難を抱える子どもやその家庭の支援は、児童相談所を含む拠点の整備で完結するものではなく、多くの関係機関との連携強化によってなし得ることから、従来の連携体制だけでなく、社会的養護関係施設等との新たな連携体制の構築に努めること。

連携体制を構築していくためには、

- 要保護児童対策地域協議会の構成員の拡充
- 設置前から定期的な情報共有・意見交換
- ショートステイ里親の実施に向けた検討

などが必要



(注) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）…さまざまな事情によって家庭で生活できない子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する事業
 (注) フォスタリング機関…里親のリクルート、里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、里親委託措置解除後における支援などを行う機関

重点4 児童虐待相談対応件数の増加傾向を踏まえ、十分な収容能力を持つ施設及び人的配置を検討すること

増加傾向にある虐待件数とショートステイのニーズに対応するためには、職員が安心して働ける環境整備はもとより、質・量ともに十分な職員配置が必要であり、夜間・休日の対応も踏まえて、必要となる専門人材の確保に努めること。あわせて、一時保護所の収容能力は必要時の確実な保護はもちろん、弾力的な運用も見据えて検討すること。

一時保護所の検討	定員(想定)	部屋数	必要な職員数
児童相談所には、 ○子どもの安全の迅速な確保・適切な保護 ○子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握 を目的に一時保護所の設置が必要であり、その際の定員、部屋数及び必要な職員数について検討	18人	男児7人、女児7人、幼児4人 ユニット③(6人、6人、4人)+個室②	25人
	16人	男児6人、女児6人、幼児4人 ユニット③(6人、6人、4人)	23人
	15人	男児5人、女児5人、(+1人)、幼児4人 ユニット③(5人、5人、4人)+個室①	23人
	12人	男児4人、女児4人、幼児4人 ユニット③(4人、4人、4人)	21人

※「必要な職員数」は、定員により変動する児童指導員と保育士の合計

人材

- こども家庭センターの職員配置は、児童相談所と同等またはそれ以上の配置が必要である。
- 一時保護所の新基準は、最低の職員配置基準であるため、それ以上の配置が必要である。
- 職員の質の確保に努めること。
- 医師、弁護士は常に相談できる体制が必要なので、確実な配置に向けて早めの準備が必要である。

建物

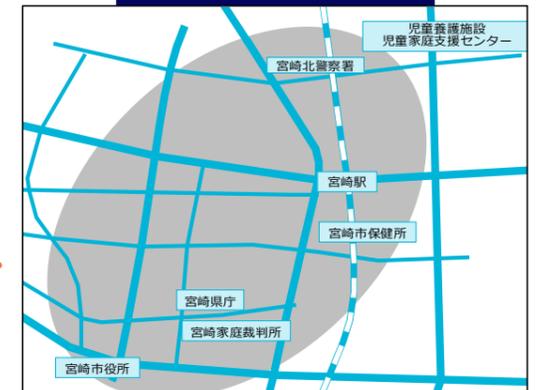
- 一時保護所の定員数は、一時保護の要否判断（満床のため一時保護できない等）に影響しないように多い方が望ましい。
- 虐待相談対応件数の伸びに伴い、職員数が増えることを想定し、余裕のある施設が必要である。
- 児童相談所とこども家庭センターは同じ部屋が望ましい。

重点5 総合支援拠点として各関係機関との連携や市民にとっての利便性を十分考慮して施設の整備を検討すること

自家用車の所有率が高い本市においても、要保護・要支援の児童や妊産婦等の家庭が全て車を使えるわけではない。本市域の広がりや交通弱者への配慮等も考慮し、公共交通機関の利用も可能な利便性の高い区域が望ましい。あわせて、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携や、施設措置児童等への対応なども考慮して整備地を検討すること。

- 市の面積
 - 他の児童相談所設置市と比べ相当に広い市域である。
- 関係機関との連携
 - 「橋通1丁目」から「宮崎駅」までのエリアに行政機関は密集している。
- 迅速な対応
 - 公用車で移動する際は、中心部からが市内各所へアクセスしやすい。
- 利用者が利用しやすい場所であること
 - 公共交通では「宮崎駅」周辺が最もアクセスしやすい。
- 施設内の見下ろしへの配慮
 - 子どもたちにとって、日常的に施設内が見下ろされる環境は望ましくないため、高層住宅が建ちにくい公共施設等の隣接地が望ましい。

望ましいエリア



まとめ

関係機関との連携のしやすさ、公共交通も含めた市民にとっての利便性を考慮すると、望ましいエリアの設定は適当であると考えます。